

はじめに

I アメリカ合衆国の成立と合衆国憲法

- (1) 連邦制と合衆国の膨張
- (2) 北西条例と合衆国
- (3) トーマス・ジェファソンとルイジアナ購入
- (4) 「権利章典」の意味

II 南北戦争と再建期の「組込論 (Incorporation Theory)」と「権利章典」

III 「マニフェスト・デスティニー」と西部地方

IV 米西戦争とアメリカ帝国

V 島嶼事件 (Insular Cases) 連邦最高裁判所判決

- (1) 一連の判決
- (2) 未統合連邦領 (unincorporated territory) と統合連邦領 (incorporated territory)

VI 植民地と憲法

(1) キューバ

- ① 「レナード・ウッド憲法」
- ② 「1901年憲法のプラット条項」

(2) プエルトリコ

- ① 「1900年の自治法」
- ② 「1917年の自治法」
- ③ 「1952年憲法」

(3) フィリピン

- ① 独立戦争と「マロロス憲法」
- ② 「1902年の自治法」
- ③ 「1916年の自治法」
- ④ 「1935年憲法」
- ⑤ 日本軍の占領と「1943年憲法」

VII 占領と憲法

- ① ハイチの占領と1918年憲法
- ② ニカラグアの占領と憲法

VIII 日本占領と日本国憲法

- ① 占領研究
- ② 日本国憲法の制定過程

## 資料 1 各国憲法の比較

修正 1 条 信教の自由、政教分離原則および表現の自由（1791 年 12 月 15 日承認）

(1) Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or (2) abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and to petition the Government for a redress of grievances.

合衆国議会は、国教を樹立または宗教上の行為を自由に行うことを禁止する法律、言論もしくは出版の自由を制限する法律および市民が平穩に集会し、また苦情の処理を求めて政府に対し誓願する権利を侵害する法律を制定してはならない。

### (1) 政教分離原則および信教の自由

① El Congreso no hará ley alguna por la que adopte una religión como oficial del Estado o se prohíba practicarla libremente,... （「西語」訳）

② No preference shall be given by law to any religious denomination or mode or worship over another, but every person shall be permitted to worship God according to the dictates of his own conscience. （「テキサス」権利宣言 3 条）

法律は、いずれの宗派、宗教儀式または礼拝にも優越的な取扱いを認めてはならないが、何人も、自己の良心の命ずるところに従い神を崇拝することが認められなければならない。

③ Todos los hombres tienen el derecho natural e irrevocable de adorar a Dios Todopoderoso de acuerdo con los dictados de su propia conciencia. Ninguna persona podrá ser ofendida, molestada o impedida en el ejercicio de sus creencias religiosas, si a su vez no perturbare a otros en su culto religioso; todas cristianas serán protegidas y ninguna oprimada; y ninguna persona por motivo de sus opiniones religiosas podrá ser excluida de ningún cargo de honor, confianza o utilidad. （「キューバ」2 条）

何人も、自己の良心の命ずるところに従い、万能なる神を崇拝するという奪うことのできない自然権を有する。何人も、他者の宗教を妨害しなければ、その宗教的信条を実行することを侵害され、妨害され、干渉されない。すべてのキリスト教信条は、保護され、いずれの信条も抑圧されない。また、何人も、その宗教的意見を理由として、名誉、信頼または有用な職務から排除されてはならない。

④ that no law shall be made respecting an establishment of religion or prohibiting the free exercise thereof, and that the free exercise and enjoyment of religious profession and worship, without discrimination or preference, shall forever be allowed. （「フィリピン 1902」5 節 13 文）

国教を定めるいかなる法律も、宗教の自由な実行を禁ずる法律も、制定してはならない。また、差別も、優遇もされることなく、宗教告白と礼拝の自由な行使と享受は、常に認められなければならない。

- ⑤ that no law shall be made respecting an establishment of religion or prohibiting the free exercise thereof, and that the free exercise and enjoyment of religious profession and worship, without discrimination or preference, shall forever be allowed; and no religious test shall be required for the exercise of civil or political rights. (「フィリピン 1916」 3 節 13 項)

国教を定めるいかなる法律も、宗教の自由な実行を禁ずる法律も、制定してはならない。また、差別も、優遇もされることなく、宗教告白と礼拝の自由な行使と享受は、常に認められなければならない。そして、市民的または政治的権利を行使するために、いかなる宗教的宣誓も求めてはならない。

- ⑥ No se dictará ninguna ley relativa al establecimiento de cualquiera religion o que prohíba el libre ejercicio de la misma, y se permitirá en todo el tiempo el libre ejercicio y goce de profesiones y cultos religiosos sin distinciones ni preferencias, y se exigirá como condición para desempeñar cualquier cargo o puesto de cofianza en el Gobierno de Puerto Rico, ningún otro requisito politico o religioso que un juramento de defender la Constitución de los Estado Unidos y las leyes de Puerto Rico. (「プエルトリコ 1917」 2 条 18 文)  
[That no law shall be made respecting an establishment of religion or prohibiting the free exercise and enjoyment of religious profession thereof, and worship without discrimination or preference shall forever be allowed, and that no political or religious test other than an oath to support the Constitution of the United States and the laws of Puerto Rico shall be required as a qualification to any office or public trust under the Government of Puerto Rico.]

国教を定めるいかなる法律も、宗教の自由な実行を禁ずる法律も、制定してはならない。また、差別も、優遇もされることなく、宗教告白と礼拝の自由な行使と享受は、常に認められなければならない。そして、プエルトリコ政府の信任による職務または任務を遂行する条件として、合衆国憲法およびプエルトリコの法律を擁護するという宣誓の他に政治的または宗教的要件を求められない。

- ⑦ No law shall be made respecting an establishment of religion or prohibiting the free exercise thereof, and that the free exercise and enjoyment of religious profession and worship, without discrimination or preference, shall forever be allowed. No religious test shall be required for the exercise of civil or political rights. (「フィリピン 1935」 3 条 1 節 17 文)

国教を定めるいかなる法律も、宗教の自由な実行を禁ずる法律も、制定してはならない。また、差別も、優遇もされることなく、宗教告白と礼拝の自由な行使と享受は、

常に認められなければならない。そして、市民的または政治的権利を行使するために、いかなる宗教的宣誓も求めてはならない。

- ⑧ Freedom of religion is guaranteed to all. No religious organization shall receive any privileges from the State, nor exercise any political authority.  
No person shall be compelled to take part in any religious act, celebration, rite or practice.  
The State and its organs shall refrain from religious education or any other religious activity. (「マッカーサー草案」19条1項ないし3項)

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。  
何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。  
国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

- ⑨ Freedom of religion is guaranteed to all. No religious organization shall receive any privileges from the State, nor exercise any political authority.  
No person shall be compelled to take part in any religious act, celebration, rite or practice.  
The State and its organs shall refrain from religious education or any other religious activity.<sup>1</sup> (「日本国憲法」20条1項ないし3項)

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。  
何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。  
国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

- ⑩ No se aprobará ley alguna relativa al establecimiento de cualquier religión ni se prohibirá el libre ejercicio del culto religioso. Habrá completa separación de la Iglesia y el Estado.  
(「プエルトリコ 1952」2条3節)  
[no law shall be made respecting an establishment of religion or prohibiting the free exercise and enjoyment of religious profession thereof. There shall be complete separation of church and state.]

いかなる宗教も国教とする法律を可決してならず、宗教の自由な行使を禁じてはならない。教会と国家は、完全に分離されなければならない。

<sup>1</sup> この条文草案策定過程では、「霊的な権威が政治目的のために濫用されるのを防止することを目的」とするという意見も見られたが、結局、「運営委員会により、簡略にされ、修正され、信教の自由を正面から保障し、かつ教会と国家との分離を規定するものとなった」。同前、200～3頁。総司令部は、神道が軍国主義の精神的基礎になったと考えた。ただし、アメリカ軍が本格的に非キリスト教徒の統治にあたったのは、日本が初めてではないかと思われる。北米大陸の先住民はキリスト教化の対象であったし、ハワイ王国では、キリスト教(プロテスタント)が受容され、1964年の王国憲法には、「何人も自らの良心に従って自由に神を崇拝することができる。ただし、これによって保障される神聖な権利は、不道徳な行い、王国の平和と安全と両立しない慣行を正当化するものと解してはならない」と規定し、この規定は、1893年のいわゆる銃剣憲法にも引き継がれている。フィリピンでは、イスラム教徒のモロ族との接触があったが、モロ族は、軍事的平定の対象であって、被治者は、大方はカトリック教徒であった。

\* 宗教団体・慈善団体への公金支出の禁止<sup>2</sup>

- ① 合衆国憲法にはないが州憲法に見られる。
- ② (該当条文なし)
- ③ (該当条文なし)
- ④ (該当条文なし)
- ⑤ No public money or property shall ever be appropriated, applied, donated, or used, directly or indirectly, for the use, benefit, or support of any sect, church, denomination, sectarian institution, or system of religion, or for the use, benefit, or support of any priest, preacher, minister, or other religious teacher or dignitary as such. Contracting of polygamous or plural marriages hereafter is prohibited. That no law shall be construed to permit polygamous or plural marriage. (「フィリピン 1916」3 節 14 文)

公金または公有財産は、宗派、教会、教派、教団施設若しくは宗派団体又は宗教制度による利用、便益若しくは援助のために、あるいは司祭、牧師、聖職者又は宗教教育者若しくは高僧による利用、便益若しくは援助のために、直接であると間接であるとを問わず、充当し、提供し、贈与し、用いてはならない。複婚つまり重婚契約は、今後禁止される。いかなる法律も、複婚つまり重婚が許されると解釈されてならない。

- ⑥ Jamás se asignará, aplicará, donará, usará, directa ni indirectamente, dinero o propiedad pública para el uso, beneficio o sostenimiento de ninguna secta, iglesia, denominación, insitución o asociación sectaria, o sistema religioso, o para el uso, beneficio o sostenimiento de ninguna sacertode, predicador, ministro, u otro instructor o dignatorio religioso, como tal. La poligamia o matrimonios poligamos quedan de aquí en adelante prohibidos. (「プエルトリコ 1917」2 条 19 文)  
[That no law shall be made respecting an establishment of religion or prohibiting the free exercise thereof, and that the free exercise and enjoyment of religious profession and worship without discrimination or preference shall forever be allowed, and that no political or religious test other than an oath to support the Constitution of the United States and the laws of Puerto Rico shall be required as a qualification to any office or public trust under the Government of Puerto Rico.]

公金または公有財産は、宗派、教会、教派、教団施設若しくは宗派団体又は宗教制度による利用、便益若しくは援助のために、あるいは司祭、牧師、聖職者又は宗教教育者若しくは高僧による利用、便益若しくは援助のために、直接であると間接であるとを問わず、充当し、提供し、贈与し、用いてはならない。複婚つまり重婚契約は、今

<sup>2</sup> この規定は、アメリカ合衆国憲法には見られないが、州憲法には多く見られる。

後禁止される。

- ⑦ No public money or property shall ever be appropriated, applied, donated, or used, directly or indirectly, for the use, benefit, or support of any sect, church, denomination, sectarian institution, or system of religion, or for the use, benefit, or support of any priest, preacher, minister, or other religious teacher or dignitary as such except when such priest, preacher, ministers, or dignitary is assigned to the armed forces or to any penal institution, orphanage or leprosarium. (「フィリピン 1935」6 条 23 節 3 項)

公金または公有財産は、宗派、教会、教派、教団施設若しくは宗派団体又は宗教制度による利用、便益若しくは援助のために、あるいは司祭、牧師、聖職者又は宗教教育者若しくは高僧であることでその利用、便益若しくは援助のために、直接であると間接であるとを問わず、充当し、提供し、贈与し、用いてはならない。ただし、この司祭、牧師、聖職者又は宗教教育者若しくは高僧が軍又は刑事施設、孤児院若しくはハンセン病院に派遣される場合は、この限りではない。

- ⑧ No public money or property shall be appropriated for the use, benefit or support of any system of religion, or religious institution or association, or for any charitable, educational or benevolent purposes not under the control of state. (「マッカーサー草案」83 条)

公金その他の公の財産は、宗教制度または宗教上の組織もしくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、その利用に供してはならない。

- ① No public money or the other property shall be expended or appropriated for the use, benefit or maintenance of any religious institution of association, or for any charitable, educational or benevolent enterprises not under the control of public authority. (「日本国憲法」89 条)

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

- ② Habrá un sistema de instrucción pública el cual será libre y enteramente no sectario. ...No se utilizará propiedad ni fondos públicos para el sostenimiento de escuelas o instituciones educativas que no sean las del Estado.<sup>3</sup> (「プエルトリコ 1952」2 条 5 節第 3 および 5 文)

[There shall be a system of free and wholly non-sectarian public education...No public money or public funds shall be used for the support of schools to the extent permitted by the facilities of the States.]

公教育制度を設け、これは、自由で間に無宗派によるものとする。・・・国に属さな

<sup>3</sup> 非宗教教育を定めて、私立学校に対する公金支出を禁じている。1917 年の組織憲章では、宗教団体に対する一般的な公金支出を禁じていたが、1952 年憲法では、公金支出の禁止対象を限定している。

い学校又は教育施設の維持のために公有財産も公金も用いられない。

資料 2 1943 年憲法の三権の規定は、ほぼ 1935 年憲法のものを採用しているが、1917 年のジョーンズ法との共通点も見られる。司法権については、ジョーンズ法 26 条及び 27 条。

1943 年 1 月 1 日、高等行政官記

## 1943 年憲法

### 前文

フィリピン人民は、神の摂理の助力を請い、自由な国民の存在を望んで、人民の独立を宣言し、一般の福利を促進し、国民の財産を守り、大きくし、平和、自由および道徳的正義に基づく世界秩序の創造に資するべき政府を打ち立てるために、この憲法を制定する。

## 第 1 条 フィリピン共和国

第 1 節 フィリピンは、共和制国家である。この憲法によって設立された政府は、フィリピン共和国として周知されるものとする。

第 2 節 フィリピン共和国は、現在法律の定めるすべての国土に主権を行使するものとする。

## 第 2 条 執行権

第 1 節 執行権は、フィリピン共和国大統領に与えられるものとする。

第 2 節 大統領は、法律で定める場所と日時で国民議会議員の多数決によって選出されるものとする。

## 第 3 条 立法権

第 11 節 (3) 宗派、教会、宗団、宗教施設もしくは宗教制度、あるいは、司祭、牧師、聖職者または宗教教育者もしくは宗教高官の利用、利益もしくは維持のために公金もしくは公共財産を、直接、間接を問わず、充当し、提供し、贈与し、用いられない。ただし、司祭、牧師、聖職者または宗教教育者もしくは宗教高官が軍隊または刑事施設、孤児院もしくはハンセン病療養所に従事するときは、この限りではない。

第 12 節 (3) 墓地、教会および司祭館またはこれに修道院ならびに宗教、慈善または教育目的にのみ利用されるすべての土地、建物および施工は、免税とされなければならない。

## 第 7 条 市民の義務と権利

Section 1. It is the duty of every citizen to render personal military and civil serviced as may be required by law, to pay taxes and public charges, and to engage in a useful calling, occupation or profession.

第 1 節 法律の定める軍・民の個人的奉仕、租税および公共料金の納入ならびに有益な使命、職務または職業の従事は、すべての市民の義務である。

Section 2. No person shall be deprived of life, liberty or property without due process

of law, nor shall any person be denied the equal protection of the laws.

第2節 何人も、法の適正な手続きなしに、生命、自由または財産を剥奪され、また、法律の平等な保護を否定されない。

Section 3. No law shall be made respecting an establishment of religion or prohibiting the free exercise thereof, and no religious test shall be required for the exercise of civil or political rights.

第3節 国教を定めるいかなる法律も、宗教の自由な活動を禁ずるいかなる法律も制定されず、市民的・政治的権利を行使するために宗教宣誓も要求されない。

Section 4. No law impairing the obligation of contracts shall be passed.

第4節 契約の効力を害するいかなる法律も施行されない。

Section 5. No ex post facto law shall be enacted.

第5節 「事後法」は、制定してはならない。

Section 6. No person shall be imprisoned for debt.

第6節 何人も、負債によって投獄されてはならない。

Section 7. No involuntary servitude in any form shall exist except as a punishment for crime whereof the party shall have been duly convicted.

第7節 被告人が適正に有罪とされ、犯罪による刑罰としての苦役の場合を除いては、意に反する苦役も存在しない。

Section 8. The privilege of the writ of habeas corpus shall not be suspended except in cases of invasion, insurrection, rebellion, or when the public safety so requires.

第8節 ヘイビアス・コーパス令状手続きの特権は、反乱、蜂起または侵略の場合に、公安の必要上があるときを除いて、停止してはならない。

Section 9. Private property shall not be taken for public use without just compensation.

第9節 私有財産は、正当な補償なしに、公共のために収用してはならない。

Section 10. Free access to the courts or administrative tribunals shall not be denied to any person by reason of poverty.

第10節 何人にも、貧困を理由に裁判所または行政裁判所への無料の訴えが否定されない。

Section 11. Subject to such limitations as may be imposed by law in the interest of peace, morals, health, safety or public security:

第11節 以下の権利は、安寧、良俗、衛生または公安のために、法律によって課せられるような制限に服する。

(1) The right to be secure against unreasonable searches and seizures shall not be violated.

① 不当な捜査・押収から保護される権利は、これを侵されない。

② The privacy of communication and correspondence shall not be invaded.

(2) 通信と郵便の秘密は、侵してはならない。

(3) **The right to form associations or societies for purposes not contrary to law shall not be infringed.**

(3) 法律に反しない目的で結社または団体を結成する自由は、制約されない。

(4) **The free enjoyment and practice of religious profession and worship, without discrimination or preference, shall not be curtailed.**

(4) 差別も優遇も受けずに、信仰告白と宗教団体の自由な享受は、制限してはならない。

(5) **The liberty of abode and changing the same within the limits prescribed by law shall not be impaired.**

(5) 居住および法律の範囲内で移転する自由は、侵されない。

(6) **The freedom of speech, or of the press, or the right of the people peaceably to assemble and petition the government for redress of grievances, shall not be abridged.**

(6) 言論または出版の自由も、平和的に集会し、濫用の改善を政府に請願する権利を制限してはならない。

#### 第7条 天然資源の保持と利用

すべての公物の属す農地、森林および鉱床地、国に属する水、鉱物、石炭、石油その他の液体鉱物 **other mineral oils**、エネルギーとなりうるすべての資源その他国に属するフィリピンの資源ならびに

#### 第9条 一般規定

**Section 2. The government shall take steps toward the development and propagation of Tagalog as the national language.**

第1節 フィリピン共和国の旗は、フィリピン人民が聖なるものとし、讃える赤、白および青とし、太陽と3つの星を配する。

第2節 政府は、タガログ語を国語として発展させ、普及するための措置をとらなければならない。

...

第5節 すべての教育制度は、国の規制の監視を受け、これに服さなければならない。政府は、完全で十分な国民教育制度を設けて、維持しなければならない。また、少なくとも無償の初等公教育と、成人に対する市民訓練を提供しなければならない。すべての学校、単科大学および総合大学は、道徳的性格、個人的・集団的規律、市民的良識、職業能力を発展させ、社会の効率を確保し、市民としての義務を教える目的を有するものでなければならない。現在も法律で認められているように、選択的な宗教教育は、維持されなければならない。国は、特に才能ある市民に対して芸術、学問および文学において奨学制度を設けなければならない。

第6節 国は、労働、特に女性と未成年者に保護を与え、産業と農業において地主と小作

人との関係と、労働と資本との関係を規定しなければならない。国は、強制調停を定めることができる。

．．．

## 第12条 特別規定

第1節 大東亜戦争の終結の一年以内に、国民議会は、国民議会の代議員の人民普通選挙による選挙を法定しなければならず、この選挙の後、遅くとも60日以内に、新憲法を策定し、採択するために集会しなければならず、新憲法は、このために開催される人民投票において人民の承認によって成立するものとする。．．．

## 資料3 ハイチ共和国憲法（1889年）

ハイチ人民は、その権利、市民的・政治的保障、国民主権および国民の独立を維持するためにこの憲法を發布する。

### 第1巻

#### 第1章 共和国の領土

第1条 ハイチ共和国は、唯一にして不可分であり、根本的に自由で、主権を有し、独立している。

### 第2巻

#### 第1章 ハイチ人とその権利

- 第5条 ハイチ人男性と婚姻した外国人は、その夫の身分に従う。  
外国人男性と婚姻したハイチ女性は、ハイチ人の資格を失う。  
婚姻の解消の場合には、ハイチ女性は、法律上必要とされる要件を満たせば、ハイチ人の資格を回復することができる。  
外国人との婚姻によってハイチ人の資格を失ったハイチ女性は、いかなる権原によっても、不動産を所有できず、不動産を獲得できない。  
法律は、ハイチ人女性が婚姻の前に所有していた不動産の剥奪方法を規定する。
- 第6条 何人も、ハイチ人でなければ、いかなる権原によろうと、土地の所有者になることはできず、いかなる不動産をも取得できない。
- 第7条 適正な方法で外国に帰化したハイチ人は、5年間経過しなければハイチに戻ることはできない。その者が再びハイチ人になりたいとするならば、法律上外国人に課せられるすべての条件と形式を満たさなければならない。